

第一回國會 衆議院 商業委員會會議錄 第三二二号

付託事件
昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第五號)

昭和二十二年七月十一日(金曜日)
午前十時三十一分開議

出席委員

- 委員長 喜多橋治郎君
理事 石神 啓吾君 理事 笹口 晃君
理事 細川八十八君 理事 片岡伊三郎君
理事 中村元治郎君
金子登太郎君 佐竹 新市君
林 大作君 松原喜之次君
岡野 繁藏君 坪川 信三君
松井 豊吉君 山本 猛夫君
辻 寛一君 前田 郁君
木下 榮君

七月十日昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の審査を本委員に付託された。

出席國務大臣 國務大臣 和田 博雄君
出席政府委員 總理廳技官 佐多 忠隆君

本日の會議に付した事件
昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第五號)

○喜多委員長 これより會議を開きます

す。昨十日本委員會に付託になりました昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたしまして審査に入ります。まず本案の趣旨について政府より説明を求めます。

昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案
昭和二十二年法律第五十四號の一部を次のように改正する。

第二十八條及び第三十一條中「委員」を「委員長及び委員」に改める。
第二十九條第一項中「委員七人」を「委員長及び委員六人」に、同條第二項及び第三項中「委員」を「委員長及び委員」に改め、同條中第二項の次に左の一項を加える。

委員長の任免は、天皇が、これを認證する。

第三十條第一項本文、第二項乃至第四項中「委員」を「委員長及び委員」に、同條第一項但書中「補選委員」を「補選の委員長及び委員」に改める。
第三十二條中「委員」を「委員長又は委員」に改める。

第三十三條第一項を削る。

第百十四條中「そのうちの一人については一年、二人については二年、一人については三年、二人については四年、一人については五年」を「そのうちの四人については各、一年、二年、三年又は五年とし、二人については四年」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

○和田國務大臣 只今上程せられました昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

昭和二十二年法律第五十四號は、先づ第九十二回議會の協賛を経て、成立し、四月十四日公布せられた法律であります。この法律は御承知のように、私的獨占、不當な取引制限及び不公正な競争方法の禁止、事業支配力の過度の集中の防止、即ち一切の事業活動の不當な拘束を排除することによりまして、公正かつ自由な競争を促進し、この基礎の上に事業活動の旺盛化、雇傭及び國民所得の水準向上、延いては一般消費者の利益の確保、國民經濟の民主的で健全な發達を促進することを目的としたものであります。わが國經濟の民主化促進のための基本法であります。

しかししてこの法律の對象としたまする經濟實態は、現實にはきわめて複雑多岐であり、これに伴い、この法律の實體的の規定は、おのづから抽象的かつ流動性に富んだものとなつております。従つて、複雑多岐な經濟現象の中から、この法律の目的に反した不當な、不公正な、ないしは不合理な事業活動上の拘束をとり上げて、適當な措置をとるにつきました。これを公正と慎重を期し得るよう、これを擔

當する機關について特別の配慮を必要とするのであります。この法律でも、御承知のようにこの法律の目的を達成するために、公正取引委員會という特別の行政機關を設け、身分の保障を受け獨立して職權を行う七人の委員をして、合議制によりその職務を擔當させることとなつておるのであります。

右の委員は、年齢が一定以上で法律又は經濟に關する學識經驗ある者のうちから、内閣總理大臣が衆議院の同意を得て任命するのであります。右に述べたような委員會の性質からして、委員としては、法律または經濟に關する學識經驗のほか、高邁な識見と十分な社會的信用とが要求せられるのであります。これのために委員の地位に對してそれ相當の格式を與えなければならず、特に委員長に對しては特別の考慮を加えねばならぬと考えるのであります。すなわち公正取引委員會の委員長は、その任免に對して天皇の認證を必要とするいわゆる認證官とするのが適當であると認め、現行の規定では委員長は委員の中から一人を内閣總理大臣が命ずることになつていたのである。これを改め委員長は委員とは別に委員長という官名のものとし、その任免に對して天皇の認證を必要とするにいたしましたのであります。ただいま上程せられました法律案の趣旨は以上に盡きるのであります。

昭和二十二年法律第五十四號は七月一日からその一部、すなわち公正取引

委員會の組織及び權限に關する規定を施行したに止つておりますが、實體的規定を初めとするその他の規定の施行も、經濟民主化を急速に促進する必要上、これを取急ぐ必要があり、公正取引委員會の委員長及び委員の人事もおむねこれを終へ、引續き衆議院の承認を求めるとなつております。實は本日の閣議にかけまして、あすの衆議院の承認をわれわれとして求める手筈になつております。どうぞこの改正の法律案を十分御審議くださいますと、速やかに御協賛を與えられますことをお願いいたします次第であります。

○喜多委員長 ただいま政府より本案の趣旨を伺いました。一旦休憩をいたします。午後二時より再開いたしますこと。
午前十時三十八分休憩
午後三時二十六分開議

○喜多委員長 休憩前に引續きまして會議を再開いたします。これより本案に對する質疑を行います。委員の發言は順次これを許します。林大作君。

○林(大)委員 第二十九條の委員の年齢に關する規定でございますが、これらの規定は現在の日本のどん／＼變化いたします状況並びに民主化の狀態から考えましても、なるべく若い者を委員にすることも必要であると思つて委員とするとお決めにいたしましたか、政府の御答辯をお願いいたします。

○佐多政府委員 今の御質問にお答えいたします。この法律は御存じのように非常に重要な法律でございます。ある意味からいへば経済憲法とも申すべき法律でございます。しかもこの法律の運用に當りましては、すべて公正取引委員会これを處理することになつております。複雑多岐にわたる經濟の實體に對して、どういふ運用の仕方をするかということについては、非常に慎重な考慮が拂われなければなりませんし、特に法律または經濟に關する非常に豊富な學識または經驗を必要とするというふうなことを考へまして、特に三十五年以上というふうな年齢の制限を設けた次第であります。

○喜多委員長 お諮りいたしますが別に發言の通告もありませんから、質疑はこれで打切つてよろしうございませうか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○喜多委員長 御異議なしと認めます。それでは本案に對する質疑はこれをもつて終了いたしました。

お諮りいたします。本案は別に異議もなくかつ簡單でありますので、討論を省略して直ちに採決いたしましたと思ひます。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○喜多委員長 御異議なしと認めます。では本案の討論は省略することにいたしました。直ちに採決に入ります。原案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕
○喜多委員長 全員起立。よつて本案は原案の通り可決することに決しました。なほこの際お諮りしたいことが

あります。報告書は議決の理由を附し、議案の要旨、議案の利害得失等を記載したものを提出すべきであります。が、明日の本會議を控へ、さらに報告書のために會議を開く餘裕もありませんので、委員長及び理事に御一任していただきたいと存じます。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○喜多委員長 御異議なしと認めます。よつてその通りいたします。

次會は公報をもつてお知らせすることにいたしました。今日はこれにて散會いたします。
午後三時三十分散會
〔參照〕
昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨
本案は、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律によつて設置される公正取引委員會の重要性に鑑み、その構成に對して考慮を加へ、現行法には、委員七人を以て組織するところをも改め、委員長及び委員六人を以て組織することとし、特に委員長の任免については、天皇の認證を必要とすることとした點が主要なる改正であつて、その他委員の任期についても必要なる改正を加へたものである。

二、本案の目的
私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の對象とする經濟的實體は極めて複雑多岐であつて、この法律の實體的の規定は、自然に抽象的且つ流動性に富んだものとなつてゐる。

従つてこの法律の運用に當る機關に對して、充分に公正と慎重とを期し得るよう、特別の配慮を必要とする建前から、この法律の目的を達成するたため、身分の保障を受けて、裁判官と同じように獨立して職權を行ふ七人の委員を以て組織する公正取引委員會という特別の行政機關を設けてゐる。

この委員會の委員としては、學識經驗の外に、高邁な識見と充分な社會的信用を必要とする見地から、その身分に相當の格式を與へる必要があり、特に委員長については、その任免に、天皇の認證を必要とすることに改正を加へようとするのが本案の主たる目的である。

三、議案の可決理由
私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の全般に涉る事項については、あるいは再検討を要するものも存するとの意見もあるが、これらはすべて他日の機會に委ねることとし、本改正案そのものについては、議案の目的にも記載した通り、改正の意の存するところを諒とし、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十二年七月十一日
商業委員長 喜多橋次郎
衆議院議長 松岡駒吉殿